

西条及び今治保健所での業務重点化の概要（R4.3.18～）

西条及び今治の両保健所では、3月18日（金）以降、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の調査や検査等の業務の重点化を実施します。

● 現 状

区 分	同居家族 同居者	医療機関 高齢者施設 障がい者施設	学校(小・中・高校) 児童施設 その他の事業所等	友人・知人等
濃厚接触者の 判断	保健所が特定	保健所が特定	[学校・児童施設] 保健所が特定 [その他の事業所等] 事業所が作成したリスト をもとに保健所が特定	保健所が特定
濃厚接触者の 検査	保健所が実施	保健所が調整し、 実施	[学校・児童施設] 保健所が実施 [その他の事業所等] 症状が出た場合、医療 機関を受診し検査	症状が出た場合、 医療機関を受診し 検査
濃厚接触者の 健康観察	自身で健康観察(セルフチェック) 発熱や咳、喉の痛みなど、風邪のような症状が出た場合は、 自分で医療機関を予約して受診			



● 令和4年3月18日（金）以降（太字部分が重点化対象箇所）

区 分	同居家族 同居者	医療機関 高齢者施設 障がい者施設	学校(小・中・高校) 児童施設 その他の事業所等	友人・知人等
濃厚接触者の 判断	保健所が特定	保健所が特定	施設等が判断(※1)	陽性者が連絡した 接触者本人が判断
濃厚接触者の 検査	症状が出た場合、 医療機関を受診し 検査	従事者及び 入院・入所者のみ 保健所が調整し、 実施(※2)	症状が出た場合、 医療機関を受診し 検査	症状が出た場合、 医療機関を受診し 検査
濃厚接触者の 健康観察	自身で健康観察(セルフチェック) 発熱や咳、喉の痛みなど、風邪のような症状が出た場合は、 自分で医療機関を予約して受診			

※1 学校(小・中・高校)は、各学校がリスト作成後、保健所と協議

※2 通院(通所)者や在宅サービス利用者は実施しない

《愛媛県HP》濃厚接触者の判断基準等のマニュアルについて(保健所業務の重点化)

https://www.pref.ehime.jp/h25500/hokenjo_jutenka.html